

## 高槻市と木津川市との包括連携協定

高槻市と木津川市（以下「両市」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、両市が、それぞれの資源や特性を活かして、相互に連携・協力することにより、地域の持続的な発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）歴史文化を通じた交流に関すること
- （2）災害時の相互応援に関すること

（期 間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、両市のいずれかから解約の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、両市協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月22日

高槻市長

木津川市長

濱田剛史

河井規子